

第8回長野市立地適正化計画改定検討部会 議事録

日時:令和4年3月11日(金)
午後2時

場所:第二庁舎10階 講堂

長野市都市整備部都市政策課

第8回 長野市立地適正化計画改定検討部会 次第

日 時 令和4年3月11日（金）午後2時

場 所 第二庁舎 10階 講堂

1 開 会

2 議 事

(1) 誘導都市機能と誘導区域の設定について

(2) 計画案について

3 その他

4 閉 会

長野市立地適正化計画改定検討部会委員

築山秀夫 (長野県立大学グローバルマネジメント学部 教授)
豊田政史 (信州大学工学部 准教授)
酒井美月 (長野工業高等専門学校 准教授)
川北泰伸 (清泉女学院大学人間学部 講師)
森本瑛士 (信州大学工学部 助教)
江守雅美 (長野商工会議所中小企業支援センター長・経営支援部次長) = 欠席
相野律子 (長野県建築士会ながの支部まちづくり委員会副委員長・幹事)
小池一夫 (長野県宅地建物取引業協会長野支部 副支部長)

◎説明のための出席者

都市政策課長

桑 原 武 彦

都市政策課長補佐

宮 下 伊 信

都市政策課係長

小 林 竜 太

都市政策課主査

柳 沢 一 欽

都市政策課技師

柳 澤 一 博

◎開会

○司会 定刻になりましたので、ただいまから「長野市都市計画審議会第8回長野市立地適正化計画改定検討部会」を開催させていただきます。

委員の皆様にはお忙しいところご出席いただきありがとうございます。

本日、進行を務めます都市政策課の宮下と申します。

よろしくお願いいたします。

なお、江守委員から都合により欠席とのご連絡をいただいておりますので、ご報告いたします。

それでは、本日の資料の確認をさせていただきます。

資料は、過日郵送でお届けしたものといたしまして、

- ・次第
- ・資料2の長野市立地適正化計画素案 抜粋版
- ・A3サイズの資料3-1から3-4まで

次に、本日お手元にお配りしてあります資料ですが、郵送した資料で内容の一部を修正したものがございます。事前にご覧いただいているにもかかわらず大変申し訳ありませんが、差し替えをさせていただきたいと思っております。

- ・部会スケジュール 右上に「差替え」の文字が入っています。

そして追加の資料として

- ・資料4の長野市立地適正化計画 素案 令和4年3月版

それぞれ ご確認いただきまして資料に不足がある方はお申し出ください。

次に、マイクについてですが、こちらの会場には人数分のマイクがございません。発言をされる方に職員がマイクをお持ちしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、お手元の次第に従いまして、進めさせていただきます。

早速、議事に入らせていただきますが、議長につきましては、部会長が会議の議長になるものと定められておりますので、築山部会長よろしくお願いいたします。

○部会長 委員の皆様にはお忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。

議事の進行が円滑に運びますよう、ご協力をお願いいたします。

最初に議事録署名委員を指名させていただきます。こちらは名簿順にお願いしておりますので、本日の議事録については、川北委員と森本委員にお願いします。

それでは議事に入ります。事務局から資料の説明をお願いします

◎議事

○事務局 はじめに、部会スケジュールについて確認させていただきます。

本日の第8回では前回お話をいただいた、都市機能誘導施設の設定と区域の再設

定について内容を反映した素案についてご説明させていただきます。

議題は（１）と（２）に分かれておりますが、まとめた説明となります。

今後の予定ですが、本日ご議論いただいた内容を反映した素案を4月中旬から5月中旬の期間にて意見募集を行います。

意見募集の方法は、都市計画の手続きを準用した方法にて実施したいと考えております。

意見募集の結果を反映したものを第9回部会にてご確認いただき部会案として決定というスケジュールで進めていきたいと考えております。

そのあと、8月に予定しております第85回都市計画審議会に部会案を答申し、同8月に公表という流れで進めていきたいと考えております。

次に資料2をご覧ください。

こちらの資料は、都市機能誘導に関する該当ページを抜粋したのとなっており、ページ右上に修正と書かれたページが修正したページとなっております。

変更した箇所も含めまして、都市機能誘導の設定の基本方針や考え方も含めましてご説明させていただきます。

36ページをご覧ください。

都市機能誘導区域設定の基本的な考え方になりますが、都市計画マスタープランで示す都市の拠点である「広域拠点」と「地域拠点」に都市機能誘導区域を定めることとしています。

都市機能誘導区域の設定にあたっては、土地利用の実態、公共交通施設、都市機能施設の立地状況、公共施設の配置状況を踏まえ、拠点としての一体性などの観点から具体的な区域を定めます。また、用途地域の指定状況も考慮するとしています。

次のページになりますが、都市機能誘導区域設定の考え方ですが具体的な範囲を設定する条件は3つとなります。

条件1が、都市機能が集積し、公共交通の利便性の高いエリアを設定するという事で、長野拠点地域は今まで通りの中心市街地エリアや主要鉄道駅から1km圏をベースにし、道路や街区等の地形地物で区域を設定します。

篠ノ井、松代、北長野拠点地域も同様に、主要駅又は旧駅の1km圏をベースにし、道路や街区当の地形地物で区域設定を設定します。また、現況の土地利用を踏まえ用途地域も考慮した区域設定とします。

次に条件2として、拠点エリアとしての一体性、公共交通の利便性等を考慮するという事で、関連する施設の立地状況や二次交通による利用のしやすさを考慮し、また徒歩等による施設間の回遊性や隣接する都市機能との連携などを考慮して区域を設定します。

次に条件3としまして、災害時の拠点となる都市機能の集積エリアを含めるという事で、保健所や病院、広域避難所が立地している拠点的なエリアを考慮した区域設定

とします。

次に 44 ページになります。都市機能誘導施設設定の基本的な考え方ですが、どのような都市機能を誘導していきたいかその設定手順を示したフローとなります。

手順や内容に変更はありませんが、フローの表示方法を整理いたしました。

46 ページでは、都市機能の特徴や立地特性による分類ということで、都市機能として考えられるそれぞれの施設が、どのような立地が望ましいのか一般的に考えられているものとして分類しています。このような分類から、次のページになりますが、誘導又は維持すべき都市機能の考え方ですが、図の右側に記載があります、日常生活に必要な施設というのは拠点に限らず人口の集積等に応じて立地することが望ましいという観点から、誘導又は維持する施設としては限定しておらず、広域的な利用がされる施設について各拠点に誘導又は維持していきたい施設として設定するというございます。

それが左側の図になりまして、下の赤枠中に記載がありますが、利用圏域が広域的で、交通利便性の高さが特に望まれる機能を持った施設を抽出し、立地適正化計画で定める誘導施設としています。

この考え方に基づき、誘導又は立地を維持していきたい施設の設定は次のページになります。

誘導又は維持していきたい機能として、2つの視点で定めます。

1つ目の視点は、全体のまちづくりの視点から求められる機能ということで、安心した子育て環境の整備や、若い世代の流入促進と流出抑制への対応として、子育て支援施設や大学専門学校を誘導都市機能として定めております。

赤字部分が追加となりまして、広域的な都市機能として、災害時においてもその機能が確保されることを目的として、医療施設と教育文化施設（運動公園）を維持・誘導する施設として定めたいと考えております。

もう1つの視点は、整備の緊急性や実現性などの視点で求められる機能となりますが、今回追加したい機能は両方の視点に該当しますが、広域的な拠点という観点から市全体の視点から見ても必要な施設と考えられます。

次のページになりますが、具体的な施設の設定フローであります、先ほどの二つの視点に該当する都市機能を、本計画で定める誘導施設とするものであります。

本計画は社会情勢の変化に応じて見直しを実施していく計画でもありますので、この都市機能誘導施設や誘導区域においても、社会情勢の変化に応じて修正を実施していくということでもあります。

最後のページになりますが、都市機能誘導区域へ誘導する施設ということで、赤字部分が追加したい施設となります。

長野地区には、医療機能として基幹災害拠点病院、北長野地区には教育文化機能として運動公園を追加しました。

また、既に立地されている都市機能は今後も維持していくということでございますので、このような形でまとめました。

次に、A3資料の3-1から3-4までの各都市機能誘導区域案についてご覧ください。

3-1が長野地区になりますが、鉄道駅中心に1Km圏をベースに、地形地物、用途地域などを考慮した都市機能誘導区域となります。

長野駅から南側については、駅から基幹的公共交通がありますので、その沿線という範囲でおかつ、大学や専門学校などの教育施設、災害時に拠点となる病院や保健所などを含めなるべくコンパクトになるように設定いたしました。

資料3-2が篠ノ井地区となりますが、篠ノ井地区も同様に鉄道駅を中心として1km圏をベースにし、専門学校などの教育施設や病院などを区域に含め、コンパクトにまとめました。

資料3-3が松代地区となりますが、もともと都市機能が集積されている街が形成されていますので、用途地域を中心に修正しました。

資料3-4が北長野地区になりますが、北長野地区も鉄道駅を中心とし、広域避難所を区域に含め、用途地域を考慮して設定しました。

本日は、誘導区域及び施設設定の章を抜粋してご説明させていただきましたが、全体計画としての素案は本日お配りしました資料4が全体版となります。

本日いただいたご意見を反映したもので、素案の閲覧を実施していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

説明は以上となります。

◎質疑

○部会長　ありがとうございました。

それでは質疑に入ります。

ただいま事務局から一通りの説明について、ご意見ご質問ございましたら挙手をして発言をお願いしたいと思います。

私から質問させていただきますが、4月頃実施する意見募集はパブリックコメントを実施するというので前回お話がありましたが、都市計画決定と同様の手続きによる意見募集を実施するという事になったということですが、簡単に違いを教えてください。

○事務局　12月に実施したパブリックコメントという制度は、長野市のいろいろな課で採用している意見募集で、作成した案をホームページや各支所において公表し、ご意見をいただくという形になります。

今回想定しております都市計画法に準用した意見募集の方法は、公聴会を前提とした方法となりまして、公聴会の日程を設定し、公聴会開催日までの期間同じように、素案

の閲覧ができるように、ホームページや都市政策課の窓口に常時置いておくという形で意見募集をするというものになります。

○部会長 ありがとうございます。他にご意見等ありますでしょうか。

○委員 今日入ってきた情報が多くて、まだはっきりと把握できてないところがあるので、確認をさせてください。

資料2の50ページで、都市機能誘導区域に誘導する施設というのは、現行計画から示されているものでありますが、立地しているものと誘導するものが混ざった状態で記載されていて、実際どれをこれから立地した方がいいのか、全部した方が良いでしょうけれども、いつもこれを見ても分かりにくいと思うのと、あと赤字で追加された機能というのは、今現在ある機能をその範囲としてしっかり指定しているので、既に立地しているものになっていると思いますが、ここに書くべきなのか他の場所に記載するのか分かりませんが、どちらなのかということを知るようにしておいた方が良いのではないかと思います。というのも、もしこれでこの機能が全部あったら、これからはもう新しく来る機能は無いよねになってしまうのだろうけど、そうではないだろうと思いますし、資料4の79ページでは、都市機能誘導区域への立地を見込む公共施設というところで、立地済み含むとなっていて、この計画の後で立地したものなのか、そのとき見込んでいたものは立地しましたということなのか、分かりにくいところがあります。

それと、40ページの都市機能誘導区域案では、駅などが入っていて非常にわかりやすくなっていると思いますが、都市機能を誘導したいエリアとしてこの区域ですということを示すにはこの形で良いと思いますが、先ほど言った都市機能、細かい施設は難しいとは思いますが、例えば医療機関とか運動公園は、このエリア図とリンクしてあると分かりやすいのではないかと思います。

けれど、入れ方として難しいのは、その都市機能の説明がこれよりも後にくるので、図の方に入れてしまうと読み方としては難しくなるのかなと思うので、じゃあどうすれば良いのかアイデア出せないですけども、計画を読んだ時にこのエリアは都市機能を誘導したいエリアで、そういったところには、今こんな機能があって、これからはこんな機能を誘導していきたい予定だということが分かると、凄く腑に落ちるのではないかなという気がします。ご検討いただきたいと思います。

○事務局 地図上に都市機能誘導施設を表記するという件につきましては、都市機能規模の大小や範囲等があるので検討させていただきますが、なるべく委員のおっしゃったような形に表記できるよう検討します。

また、最初の質問で既に立地している施設について表記するという件につきましては、1度検討はさせていただいて表記をしました。既に立地している都市機能は維持していきたいということで表記しましたが、他の都市機能は維持しなくてもよいのかというような誤解が生じることもありまして、既に立地している都市機能も、誘導していきたい機能も含めてシンプルな形でまとめたものが50ページに記載してある形になります。

○部会長 資料4の50ページは施設を書いていますけれども、大枠では機能で括弧の中に例えば文化機能である美術館とか、医療機能であれば病院という形で、それぞれのところに具体的なイメージがあるだろうとは思いますが、都市機能誘導区域として、立地特性として望ましい施設というのがある程度国の方でも分類をしてありまして、それは46ページに都市機能の特徴や立地特性に分類というのがございます。そこでは日常生活に不可欠な身近な施設だとか、市民全体を対象とした広域的な施設というものが書かれており、ここではその地区ごとに教育、子育て、文化、医療というような形で、あるいは福祉という形で機能として抱えていますけれども、その赤字で記載されている機能は、既に立地している施設については立地を維持するというので、その施設の持続可能性を持続していくということが書かれているわけでございます。

ですので、もう既に大体はあると思いますが、もしそういう機能が失われたときには立地を促進していく、誘導していくということだと思いますがいかがでしょうか。

○委員 今の説明ですごく良くわかりました。

要するに、施設という形ではあるけど機能というようになっているというのは、50ページのところの都市機能誘導区域に誘導する施設として、各地区に次の機能を持つような施設をという意味合いなので、その個別のものということではなくて、なおかつ前回までは施設に星印をつけて、既に立地しているものを示したけれども、ちょっとよくわからなかったというのは、要は1個じゃなくて複数の場合もあるし、今1個あるけどまだ追加であった方がいいというような認識でしていくものもあるので、施設という形で捉えると、この施設は既に1個あるってなりますが、機能を発揮するものとして施設群と考えるとわかるように思います。

○委員 資料4の50ページになりますが、誘導する施設の中には商業施設というか、百貨店であるとか、スーパーマーケットみたいなものはありませんが、46ページの方には日常生活に不可欠な身近な施設ということで、日用品商店とか食品スーパーなどが出てきます。50ページに書いてあるというのは、公が主に誘導するというか、持ってこようとしているということだから記載が無いのか、百貨店や商店などという施設は誘導する施設ではないのか、46ページに記載されている内容と50ページに記載されている内容の違いを教えてください。

○事務局 商業施設に関しましては46ページの資料で、日常的に必要な施設はその規模の大小があると思いますが、主要駅の近くではなくても人が住んでいる居住エリアにあった方がよいものになりますので、必ずしも主要駅周辺に集約するという目的にはならないと考えております。

あと表記するとなると、大規模なある一定以上の規模の商業施設というような表記が可能性としてありますが、駅周辺に集約するというのではなくて、居住地に隣接した形でもあっていいという考えで含めてはいないということになります。

○委員 例えば長野駅周辺で百貨店が撤退するようなことになった場合には立地

を維持するっていう対象にならないので、特段何もしないというスタンスだということでしょうか。

○事務局　そういった大型の商業施設について、資料4の50ページに書いてあるような内容にしたということが、ご指摘の通り公のものだったり、学校だったりということで、若い人とか、そういった人たちが利用して、若い人たちが長野市へ住んでいたり、留まっていたりするようなものであったり、また文化施設などそういったものについても長野市としてのまちのあり方で、文化機能が下がるということがなく機能をもっと高めてまちの魅力を上げていきたいというように考えています。

商業施設はもちろん一般の生活には必要ですし、大型の商業施設というのも大事な機能であります。最近では商業のあり方も変わってきたりしていますし、大型商業施設を市が支援して残すというところは少し難しいのかなと考えております。

ただ、街の魅力としては大事な機能ではありますので、文言の課題なのかなと思っております。

○部会長　44ページの誘導都市機能の設定の基本的な考え方のところには医療施設、商業施設というものを書いてありますが、都市機能誘導施設、これは機能で書いてあるわけですので、民間や行政、あるいはその半官半民といったようなものの主体がどこであるのかは関係なく、そのファンクションで設定しているということになるだろうと思いますが、教育や文化という話になりますと公共施設である場合は非常に高いと思いますが、一方で医療や子育てでは民間施設もありますし、一概に公共施設だけが主体としてあるということではないと思います。先ほどの話で、都市機能誘導区域に誘導する機能ということで書かれているが、そこでここになぜその商業的な機能が無いのかという話になります。商業的な機能というのを都市機能誘導区域に設定するというのは、なかなか行政が個別計画の中で明文化するのは難しいということになるのだろうと思いますが、事務局いかがでしょうか。

○事務局　大型商業施設については、当初計画を作る時にもいろいろな議論があったかと思いますが、そういった中で、やはり行政の方で商業施設を誘導するエリアを決めて、誘導していきましょうということまで議論が至っていないというように考えております。

いろいろな地方都市で、中心市街地の大型店舗が撤退するというケースがありますけれども、人の集まる所に対して撤退はするけれども新しい業態として残ったり、新しく変わったりそういった形もございますので、あまりこう規模を決めたり、その施設の用途や機能を決めてというのなかなか難しいところだと考えております。

基本的にはいろいろな機能の中で長野市としての人口減少に対する対応とか、まちの魅力を高めるということで都市機能誘導区域に誘導する機能を選んでいるというところがございます。

○事務局　補足説明させていただきますけれども、なかなか非常に今の商業機能をど

うするかというのは難しい問題であります。資料にもあるように、都市機能誘導区域だけじゃなくて商業機能とすると、市街化区域外の集落では、商業機能、規模の小さな商店ですとか、あって然るべきで、生活していくためには当然必要な機能だというように考えていますが、一方で中心部にあるような百貨店が撤退していいのかということに関しては、なかなか行政が直接支援はできないですけども、それはまた立地適正化の誘導施設にすることと別の角度からの支援ですとか、考え方をしていきたいなと思っております。特に立地適正化計画によって、例えば既存の施設については、現状の用途では建て替えが難しいですとか、あるいは郊外ですとか都市機能誘導区域外でなければ建て替えが難しいところは、制度を活用して対応できるようにするとかという方法ができますが、今現状で百貨店等がそういうことでの出退を検討するかという情報が入ってこない中では、なかなか商業機能という形でこれを定義づけるのが難しいなと考えております。

○部会長　　ありがとうございました。

商業機能は民間の主体によってということですので、それは立地適正化計画の中で位置づけるってところの難しさがあると思います。

○委員　　今の話の流れで、私も商業機能について聞きたいと思っております、実際には商業機能を位置づけるのはなかなか難しいですし、位置付けていない自治体もありますが、位置づけている自治体を見ると、店舗面積〇〇㎡以上の商業施設というような形で、まんべんなくどの地域にもあるような施設と、高度な拠点に位置付ける施設というものを別けている自治体もあって、実際長野市も47ページに例文で〇〇㎡以上の商業施設というのが書いてあるので、そういう形で商業機能を入れることはできないわけではないと考えていますが、もう一方で新陳代謝的なことを言うと、どんどん入れ替わり立ち代わり良くなっていくってのも考え方としてあると思うので、商業機能を入れる考え方もあるとは思っています。

逆に入れないのであれば、この47ページの店舗面積〇〇㎡以上の商業施設ってものを、居住地全体にあるべき施設との差別化を図る必要があるという文章として見ることができてしまうので、この文章は削除した方がいいのかなというように思います。

○事務局　　例示がそういう見方になっていまして、国の方から出ている手引き等そのまま貼り付けているところもありますので工夫できたらと思います。

○部会長　　47ページの都市機能の集積イメージを見ますと、百貨店、駅ビルとか、レジャー施設といったようなピンク色で示しているのが商業的なものとして提示されていて、青丸になっているものが、市役所、図書館、行政窓口、博物館という形で行政の大セクターがアップしているような形で分けられていますが、そこに商業的な民間の施設が示されていることが、その通りだと思います。

民間の施設は都市拠点だけに立地を限定しないところにも、コンビニとかATMがありますので、こう見ると都市機能区域外でもまんべんなく民間施設が必要であるという

ことが書かれているので、どのような形で書くのかは宿題かもしれません。

○委員 資料4の50ページのところは、私もずっとわからないとっていて、先ほどいろいろなお話があったので少し理解が深まったところですが、機能を示しているとおっしゃっていますが、おそらく一般の方が見た時は建物をイメージすると思うので、機能とは言っても本当は施設でしょうという実態もそうだったりもするので、何かそこがスムーズじゃないことがすごく気になっています。

おそらく公聴会をやったらそこが議論のポイントになるのではないかと思いますし、説明しないとわからないという状態が今だと思うので、改善する方法は何かないのかなという難しさを感じました。

それと商業機能のこともそうですけれども、おそらく46ページと47ページは一般的な話で、長野市がやろうと思ったときにまず前提としてこういうことですよという説明だと思いますが、48ページや50ページのところは、じゃあ長野市の場合はこうしますということだと思います。46、47ページと、48、50ページの間の繋がりがわかりにくいのだろうなとっていて、48ページとか50ページになった段階で選ばれるものと選ばれてないものが存在しているわけで、さきほどの商業の話もそうですが、そこが何で選ばれたのか、選ばれてないのかというのがしっくりこないのわかりにくいのではないかと思います。

一応48ページを見てみると、総合計画とか他の計画でも特に心配なのが人口減少とか少子化とかの話だからそこに着目して重点的に考えて今回考えましたみたいな主旨で設定されているとは思いますが、総合計画や人口ビジョンの場合だと、重点を置くという考え方だと思うので、書いてないからやらないみたいなそういう性格はないと思いますが、今我々が議論している計画の場合だと、書いてなかったらしないみたいな要素が強い気がするので、そこは誤解のないような説明が必要ではないかという気がします。

50ページを見てみるとやっぱり何か誤解が生まれそうですし、決め打ち感があって、例えば篠ノ井地区の機能で図書館と書いてあるので、南部図書館潰しませんよってことを直接的には言っていないけど、要はそういうことですよってことですよ、実質的には現状の公共施設の建物をピンポイントで指しているような気がします。

そこまで記載していいのかどうかと言うのが微妙で、例えば公共施設も篠ノ井の図書館を建て替えるとなった時に、例えば美術館とか博物館とか複合的に使うとなることも案としてありうるのではないかと考えると、変にここで書くことが良くない場合もあるかもしれないし、すっきりこない感じもあって、どう整理したらいいのか難しい問題だと感じました。

○部会長 都市機能誘導区域へ誘導する施設については、第1期の計画でもほぼ同様な表記でやってまいりましたが、これまた今回5年目で見直し、更にはまた5年後に見直しということになります。委員ご指摘のように長野の文化機能は美術館で篠ノ井は図書館で、松代が博物館で、北長野が運動公園ですよってことになると、それぞれ

個別の施設があるというのはその通りで、機能であり個別のものを指している状態ですが、物によっては複数あったりするところもあるのかなと思います。事務局いかがでしょうか。

○事務局　ご指摘のように、計画の繋がりにギャップがあって、直感的に見ていくとここで急に決め打ちなのかという印象があるのかなと思いました。

お手元にある厚い資料集の中で、立地適正化計画のところに資料編という資料がありますが、4ページを見ていただきますと、誘導都市機能とビジョンとして立地が望ましいものの施設の違いですとか、こういったところでどんな施設が今回の都市機能誘導区域の中の施設として想定するのかというところになりまして、その機能を取りまとめています。

そして5ページになりますと、そういった施設がどのように立地しているのかが記載してあって、例えば広域的な利用を想定しているが徒歩圏にしないものとか、要はその都市機能誘導区域の中においても、徒歩圏で利用できないものがここに集中してくるのではなくて、徒歩圏で利用できるものを設定していくというようなことをまとめています。

それ以降のページには、いろいろな長野市の機能集約状況やどんなものがどういうところに立地しているのかという情報を入れて、そういった中で今後不足しそうな機能とか民間や公の機能も含めて、都市機能として今後も継続してやっていきそうだというようなものについて資料4の50ページの方にまとめています。

おそらく、この資料を見ただけではわかりにくいと思いますので、この辺の繋がり、や表現については工夫させていただきたいと思います。

○部会長　46ページ、47ページでは望ましい機能というか、都市機能誘導区域には必要である、あるいは望ましい、あるいは誘導維持するべきとして一般的な考え方が46ページ、47ページにありまして、本市においてどのような機能がこの上位の総合計画や人口ビジョン等から導き出せるのかということで、本市のまちづくりの視点から求められる機能、整備の緊急性や実現性の視点から求める機能という2つが出てきて、その中で立地適正化計画にて定める施設、そして機能というものが導き出されたということですが、ご紹介いただいた資料編には、実態と理念そして、その間を繋ぐような形で誘導する機能や施設というのを設定していることになりませんが、間のつなぎ方というんでしょうか、そこがわかりにくいというご指摘でしたので、工夫していただければと思います。

48、49ページを見れば、こういう本市の特徴から導き出したというように読めるわけではあります。機能や施設というところが具体的なものなのか、固有名詞であるのかというのは微妙なところではありますが、個別に見るとおそらくこの施設だろうということとはわかります。

○事務局　表現方法含めてわかりやすいような形にはしたいなと思います。

いただいたご意見では、直感的にわかりにくいということで、機能なのか施設なのか、またはその決め方についても、突然決め打ちなのは何でというところが理解しにくいところなのではと思いました。

表現の仕方も含めて整理していきたいと思います。

○委員 資料4の50ページのところを初めて見たときに、篠ノ井地区だけに福祉機能が入っていて他の地区には入っていないのが、じゃあ他の地区には福祉機能は必要ないのかと思いましたが、先ほどから話題に出ている話とも関連するでしょうけども、その辺の出し方とかどういう感じになるのか教えてください。

○事務局 先ほども少し触れたところではありますが、基本的には立地適正化計画はアクションプランとして位置付けて実施しています。

基本は都市計画マスタープランがあって、立地適正化計画はその下のアクションプランということで、長野市としてどんなことをこの5年間で重要視してやっていくかということで記載しています。ですので、この機能は他に必要ないというか、集めないというわけではなくて、今この5年間では特にこの機能をこの地区に集約する動きをしたいという意味で記載しております。

その辺の意味が通じなくて、資料を見ていくとわからないので、あれってなるのかなという気がします。

また維持する機能というのは維持していくということでまとめてありますが、そこからの資料の飛び方がわかりにくいのではないかと思います。

全体の都市機能というのを先ほどみたいに必要な機能をまとめているのに、ここではそういった表現があまり見受けられないのでわからないということになってしまうのかなと思います。

その辺も含めて、わかりやすい資料構成というところを検討したいと思います。

○部会長 第2期の立地適正化計画で誘導していきたい機能といいますか、そういうものを中心に考えているということで、そしてこれだけ見ると本当に老人センターって篠ノ井にしか必要ないのかというようなことになってしまうので、これはどこにも必要な機能ですが、今のご説明がこの計画の文章の中にわかりやすく表現できればと思います。

○委員 都市機能誘導区域の見直しの結果、資料4の33ページとか34ページとか、31、32ページあたりにもありますが、都市機能誘導区域の見直しに合わせて修正という文言が入っているページは、具体的にどんなことになるのかというのを簡単に良いので説明していただけたらと思います。

居住誘導区域の線しか入っていないように思いますが、これは都市機能誘導区域の見直しでこの辺の図も変わるということなのでしょうか。

○事務局 都市機能誘導区域は、基本的に居住誘導区域の中に入れなくてはならないですが、機能によっては今まで工業エリアで区域に入れてなかったところがありました

が、見直しによって入れるところも出てきた状況となります。

そういった中で、都市機能誘導区域に入れるために居住誘導区域を一部広げなくてはならないという部分がありますのでこれはそういった修正になります。

○委員　　そもそも居住誘導区域見直しの確認時には、浸水想定区域や土砂災害のエリアとか全部チェックして確認しましたが、都市機能誘導区域も範囲の中に入っているから同じ扱いだと思いますが、今回の都市機能誘導区域を広げた部分についても同様の確認はされているということでしょうか。

○事務局　　そのとおりでございます。

○委員　　確認したいのですが、事前に送られてきた資料の解像度が高くて非常に見やすい地図となっているのですが、本日配布された冊子になっている資料は、少し粗くなってしまっていますので、クリアなものにできるのであれば対応をお願いします。

○事務局　　データの容量の問題等がございますので、対応できる範囲で地図などの資料はクリアなものに対応してまいります。

○部会長　　A3の地図は、1万3000分の1の縮尺となっていますが、委員のおっしゃる通り非常に見やすくなったと思います。

他にも、地形図の様々な記号を選別して表示することもできるようですし、この地図は、ほぼ航空図から作った形でその住宅やその建物がそのままの形で地形図上に示されているので非常に見やすくなりましたので、本編もこのような形でお願いいたします。

今日はもう第8回目の部会ということになりますので、この次は先ほどご紹介のあったように、都市計画法の手続きを準用した意見募集をし、次回の第9回目の部会で、意見募集の結果を報告していただいて、部会案として最終決定していくということになりますので、意見募集する前の最終段階でありますので、他にご意見いただければと思いますがいかがでしょうか。

○委員　　49ページのフローのところにも老朽化で建て替えの機運がありという箇所ですが、どんなことなのかなと思ひまして、市民の間で、建て替えてほしいという意見や要望などの声が一気に上がっていくような、世論というか、そのようなイメージなのか、または市役所としてまちを維持するためには、手を入れないといけないみたいなそういう状態を意味しているのか、建て替えの機運ということがどのようなイメージをすればよろしいでしょうか。

○事務局　　基本的には建て替えが必要になってくる、施設として建て替えが必要になってきているということで、市の施設だけではなく、例えば民間病院ですとか、そういったもので、機能上老朽化していて、建て替えないと機能が維持できないですとか、新しい機能や新しい技術を入れることができないとか、それをするためには建て替えが必要だということを想定しています。

ですので、建て替えてくださいという声ですとか、世論ということではなく、市の施設で言えば公共施設マネジメントの計画に沿って建て替えが必要になった、そういった

ものも対象としております。

○部会長 公共施設マネジメント、建て替えるところ除却するところとそれぞれありますが、耐震して維持していくところもあれば、新たに統合や合築することでその拠点性を拡大するような施設もございますので、そういうマネジメントの中で、計画的に進めていくのがあるかと思えます。

○委員 全体的にわかりやすい、わかりづらさみたいところが課題だと思えますので、都市機能の維持や誘導とする分類の部分と、いわゆる都市機能区域へ誘導する施設のところの部分というのは、曖昧にせざるを得ないのかなとも思いますが、明確にして、既存のものを活かしながらというのが良いと思えます。

これから計画が公になっていくとなると、一般の方が触れる部分というところで、こういうものだというのがわかりやすくなるような整理をお願いしたいと思います。

一般の市民の方が見た時に、例えば居住誘導区域の境界線付近であれば、これからは居住誘導区域外よりは、区域内にいた方が機能的にもいいものがあるから住みやすくなるんだという感覚になるような、本来の目的であるコンパクトシティというところにするためには、どのようにわかりやすくしていくかという部分は求められるような気がしています。

私のように現場で携わっている身からすると、一番触れるところですので、わかりやすくというところをご考慮いただければと思います。

○委員 資料4の、79ページの都市機能誘導区域に立地を見込む公共施設のところで長野県立信濃美術館とありますが、名称が変わっていますので、修正をお願いします。それと、78ページの長野市中心市街地の整備事業の例のところでは、できているものに関しては完成後の写真を入れていただくとか、それから、中央通りのプロジェクトイメージについては、記載内容がほぼ見えないと思えます。入れる内容について、何のために入れるのか、何を伝えたいのか、伝わりにくいと感じましたので、工夫していただければと思います。

○事務局 ご指摘ありがとうございます。

最新の情報かつ、読み手にわかりやすい表現になるように修正を加えてまいります。

○部会長 79ページのリノベーションまちづくりの推進のページのところに、出典長野市資料と書いてあるのも、どの資料なのか具体的に示していただけると良いと思えます。

ほかにも出典長野市資料という表記がございますので、特定の資料がわかるのであれば、具体的な名前、あるいはその部署、それから出版元といったような、書誌情報でしょうか。

そういうものが掲載されていると、そちらの方にもアクセスしていただければと思いますので、よろしくお願いたします。

細かな部分に関しましては、それぞれの委員で見て頂いて、気が付いたところござい

ましたら事務局の方にお伝えいただければと思います。

それでは、質問や、ご意見が概ねでたのではないかと思いますので、本日の議事はこれで終了いたします。議事を事務局にお返しします。

○事務局　本日は長時間にわたるご議論ありがとうございました。

次第の3といたしまして、次回の第9回の検討部会についてですが、6月から7月頃に開催したいと考えております。

準備ができ次第ご連絡を申し上げますので、日程調整のほどよろしく願いいたします。

本日はご議論いただきましたが、会議で言えなかったご意見、また次回の部会に向けてのご意見やご提案につきまして、電話やメールでも構いませんので、担当の宮下、小林、柳沢にお寄せいただければと思います。

続いて、4の閉会でございます。

委員の皆様には大変お忙しい中、ご出席いただきありがとうございました。

これで長野市都市計画審議会、第8回長野市立地適正化計画改定検討部会を閉じさせていただきます。

ありがとうございました。

長野市都市計画審議会運営要綱第6の規定により署名する。

令和4年7月15日

議長 梁山秀夫

署名委員 川北泰伸

署名委員 森本瑛士